

山梨大学 日本学生支援機構 貸与奨学生 適格認定基準

(平成28年1月13日から適用)

大学から日本学生支援機構へ報告する適格認定について、下記のとおり基準を設けております。適格認定の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。

教育学部／工学部／生命環境学部

年次	進級判定 (次年度4/1時点)	総修得単位数	認定区分
3	(卒業論文履修要件を満たす場合)		継続
	(卒業論文履修要件を満たさない場合)		停止
2	進級	70以上	継続
		46～69	警告
		45以下	停止
1	進級	36以上	継続
		16～35	警告
		15以下	停止

医学部

年次	進級判定 (次年度4/1時点)	認定区分
全年次	進級	継続
	留年	停止

【停学等の学校処分を受けた者について】

停学等の学校処分を受けた者については、その処分の内容等により奨学金の交付を「停止」または「廃止」とする。

<参考> 認定区分別処置内容一覧

認定区分	処置内容
継続	奨学金の交付を継続します。
警告	奨学金の交付を継続しますが、学業成績が回復しない場合は次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止する、又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導します。
停止	1年間、奨学金の交付を停止します。「停止」期間が連続して2年間を超える場合には、次項の「廃止」認定をします。
廃止	奨学生の資格を失い奨学金の貸与が終了します。「休止」又は「停止」の期間が連続して2年間を超える場合や奨学金継続願を期限までに提出しなかった場合も「廃止」に認定されます。

※この基準は、大学HP（山梨大学▷キャンパスライフ▷奨学金）にも掲載しています。